

JIS

T 5501

歯科用回転器具—番号表示法

JIS T 5501⁻¹⁹⁹³

平成 5 年 2 月 15 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

医療安全用具部会 歯科器械専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大橋 正 敬	日本大学
	小野瀬 英 雄	日本大学
	川 和 忠 治	昭和大学
	平 澤 忠	鶴見大学
	吉 田 隆 一	日本歯科大学
	浅 井 康 宏	東京歯科大学
	稲 葉 裕 俊	工業技術院標準部
	澤 宏 紀	厚生省薬務局
	梅 田 昭 夫	日本歯科医師会
	太 田 喜一郎	日本歯科医師会
	鴨 井 久 一	日本歯科医師会
	鶴 木 隆	日本歯科医師会
	中 島 博 和	日本歯科医師会
	土 生 博 義	日本歯科医師会
	石 谷 薫	株式会社ワイテム・ヤマウラ
	菅 谷 昭 正	株式会社吉田製作所
	中 村 信 一	中村デンタル株式会社
	堀 部 俊 郎	ビヤス合資会社
	伊 藤 与 士 郎	株式会社アンテック
	大 谷 哲 三	日本歯科器械工業協同組合
(事務局)	梶 谷 栄 吾	工業技術院標準部電気規格課
	金 地 隆 志	工業技術院標準部電気規格課

主 務 大 臣：厚生大臣 制定：平成 5.2.15

官 報 公 示：平成 5.2.25

原案作成協力者：日本歯科器械工業協同組合

審 議 部 会：日本工業標準調査会 医療安全用具部会（部会長 山中 學）

審議専門委員会：歯科器械専門委員会（委員長 大橋 正敬）

この規格についての意見又は質問は、厚生労働省 薬務局医療機器開発課（☎100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目2-2）又は経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

歯科用回転器具—番号表示法 T 5501-1993

Dental rotary instruments—Number coding system

1. 適用範囲 この規格は、歯科用回転器具及びその器具と共に使用する附属器具を数字によって分類番号化し、更に画一化した一連番号で表示する方法（以下、番号表示法という。）について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

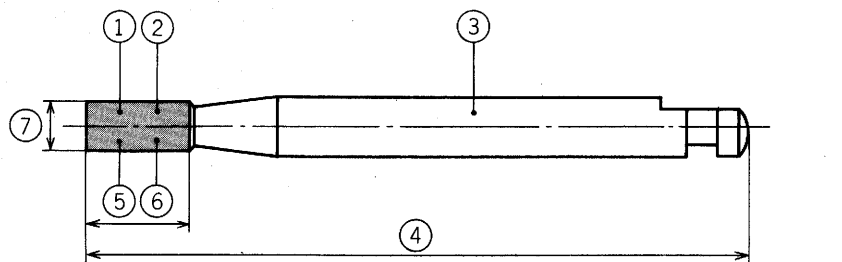
ISO 6360/1 : 1985 Dental rotary instruments—Number coding system—Part 1 : General characteristics

ISO 6360/2 : 1986 Dental rotary instruments—Number coding system—Part 2 : Shape and specific characteristics

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 分類番号 番号表示法の一部を構成し、1けた、2けた又は3けたの数字で表示され、図1に示すように作業部の材料、作業部の被覆形式又は結合形式、軸部形式及び柄部形式、全長、形状、特性、及び作業部又は頭部の呼びを意味する番号。
- (2) 表示番号 各分類番号から成る15けたの一連数字で、図1に示すように①～⑦の分類番号の順序で表示する番号。

図1 番号表示法の表示方法



- ① 作業部の材料
- ② 作業部の被覆形式又は結合形式
- ③ 軸部形式及び柄部形式
- ④ 全長
- ⑤ 形状
- ⑥ 特性
- ⑦ 作業部又は頭部の呼び

備考1. 3けたの数字間の“.”に換えて、間隔を空けてもよい。

2. 15けたの表示番号を短縮する場合は、⑤、⑥及び⑦の9けたで表示しなければならない。